

東日本大震災の復興財源について(論点)

復興事業の多くは、将来世代も使用する社会基盤の整備であり、その財源の全額を「今を生きている世代」で負担することが妥当かどうか。

復興財源の額によって復興事業の規模を制約するのは適当ではないのではないか。

復興事業は早期に着手すべき性格のものであり、新たな財源の確保の見通し如何にかかわらず、国債発行も含め事業資金を確保した上で直ちに実施すべきでないか。

平成21年度の「経済危機対策」は、事業規模が57兆円、国の補正予算は15兆円であったが、このために増税はしていない。

復興財源は、被災地にとって使いやすい財源を十分に確保すべきではないか。

復興財源が全て国に帰属するのであれば、地方負担のない全額国費の交付金制度を創設すべきではないか

国費(交付金等)と交付税の組合せで復興事業を行うのであれば、復興財源の一部を交付税原資とするなど、通常分とは別枠により交付税総額を確保すべきではないか